

住民監査請求および監査結果の概要

平成24年度

1 医療観察病棟建設差し止め等を求める請求

請求日 平成24年5月2日

結果通知日 平成24年7月9日（滋賀県公報号外）

請求人の主張

請求人は、

職員措置請求書および陳述によると、次のとおり違法性または不当性があると主張している。

ア 都市計画法第43条違反

平成18年の都市計画法改正により、新たに病棟の建設を行うに際して、改めて草津市長の許可を得る必要があるにもかかわらず、開発許可を受けずに建築確認だけで病棟を建設するのは、都市計画法第43条1項に反し、違法である。

イ 建築基準法第6条違反

平成24年4月6日付けで草津市に提出された計画通知（建築確認申請）において、「工事種別」は「新築」ではなく「増築」とされており、滋賀県が建築主として本来「新築」として申請すべきものを「増築」として客観的な実態と異なる申請を意図的に行っており、この申請は、建築基準法第6条に反し、違法である。

ウ 地方財政法第4条違反

滋賀県での入院対象者が3名しかいないのに本件病棟の建設計画では23床の病棟を予定していることの妥当性は全く見当たらない。実態にそぐわない本件病棟の建設への公金の支出は、地方財政法第4条第1項の必要最少限度の原則に反し、違法である。

エ ガイドライン違反

法務省と厚生労働省発行の「地域社会における処遇のガイドライン」には「地域住民への配慮」が明示され、厚生労働省発行の「指定入院医療機関運営ガイドライン」には「地域連携体制の確保」が掲げられているが、社会復帰を促進することを目的とする法律の運営にあたって、地域住民等への理解と協力を求めるための計画前の適切な説明が本来必要であるが、実際には行われておらず、地域連携を定めたガイドラインに違反し、不当である。

オ 虚偽の説明

本件病棟設置に関する説明において、①重大な再犯事件が起きていないこと、②病棟は、精神障害者の福祉向上の為に必要な施設であること、③病棟建設は決定事項で国の命令で行っていることに過ぎないこと、④住民へは内容、回数とも誠意を持って説明したこととしているが、いずれも事実と異なり住民に対して虚偽の説明を行ったといえ、不当である。

以上の理由から、医療観察病棟の建設の差し止め等を求めている。

監査結果

却下

(1) 請求人は、病院事業庁および土木交通部が行っている医療観察病棟建設について、13億円の国税支出は違法不当であると主張しているため、これについて判断する。

ア 13億円の支出内容について

医療観察病棟建設のために要する費用として請求人が請求対象としている13億

円の建設費用を特定したところ、これらの費用は全て国庫支出金が財源に充当され、または、充当されるであろうことが法律、政令、負担金交付要綱およびこれまでの負担金の交付申請にあたっての病院事業庁と厚生労働省との協議等から確実であるとの認識に至った。

イ 損害の発生

地方自治法第242条第1項により住民監査請求は、「違法若しくは不当な公金の支出、(中略)契約の締結若しくは履行(中略)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し(中略)当該普通地方公共団体のこうむつた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」とされ、住民監査請求の成立の要件として、地方公共団体の損害の発生が要件とされている。

損害の認定にあたって参考とすべき裁判例として、平成2年5月31日大阪高等裁判所判決があり、全額国費を財源とする国政選挙に係る公金の支出について、次のとおり判示している。

「本件選挙の執行費用は、公職選挙法263条、地方財政法10条の4、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律2条、18条によって国庫の負担とされており、地方公共団体には負担義務がなく、手続的には、〇〇県から選挙執行委託費の名目で〇〇市にその全額が交付され、それから本件選挙が賄われたものである。

ところで、地方自治法242条の2第1項4号による住民訴訟は、当該普通地方公共団体は当該職員に対して、実体法上の損害賠償請求ないし不当利得返還請求権のあることを前提にしている。ということは、当該職員の不法行為によって、当該普通地方公共団体に損害が発生したり、当該職員の法律上の原因のない利得によって、当該普通地方公共団体に損失の生じていることが要件になる。

そうして、住民訴訟は、普通地方公共団体の財務についての不当、違法を是正する目的で特に法律によって創設された制度であるから、地方自治法242条の2第1項4号の損害や損失は、当該普通地方公共団体の固有財産に生じたものでなければならぬことは、いうまでもない。」

なお、この事件の上告審判決である平成4年4月28日最高裁判決においても「本件選挙の執行費用の支出はすべて国の負担による〇〇県からの交付金により賄われたとの原審の確定した事実関係の下において、右支出につき〇〇市に財産的損害が生じる余地はなく、右請求は理由がないとした原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。」と判示されている。

また、同種の裁判例として、全額国庫支出金(道路整備負担金)を財源とする道路建設工事に関する昭和63年1月26日の東京高等裁判所判決(原審・昭和62年4月16日東京地方裁判所判決)があるが、この判決においても「本件道路建設工事費が、全額、適正化法による補助金等を財源としているものであることは、前認定のとおりであるから、本件道路建設工事は、本件道路建設以外の用途に流用することの許されないという拘束を受け、また、本件道路建設を行わないときはこれを国に返還しなければならないという拘束を受ける金員を財源とするものというべく、このような工事費を支出して道路建設工事をしたとしても、それによって△△市自体が何らかの財産的損害を受けるというものではないといわなければならない。」と判示するとともに、「財産的損害が生じていない以上、損害の補填を求める住民訴訟の提起が認められないのは当然の事理であって、控訴人らの右主張は立法論としてはともかく、現行法上の解釈としては採用することができない。」と判示し、差し止め請求の場合も含めて全額国庫支出金による事業の

場合は、損害の発生を認めていない。

今回の医療観察病棟建設に伴い県が行った、または、行おうとする財務会計行為によって、県が支出した、または、支出しようとするのは、前記事実関係のところでも述べたとおり全て国庫支出金を財源とするものであるが、一旦、県で国庫支出金を収入し、それを超える支出をした場合、その超えた額が県の損害であると認定されたならば、住民監査請求の要件が整う。

しかしながら、一旦、県で国庫支出金を収入したとしても、財源が全額国庫支出金であり、県の損害がなければ住民監査請求の要件を満たさず、却下されるべきものとなり、今回の事案は、医療観察病棟を建設する費用は全て国庫支出金を財源とするものであるから、滋賀県自体に損害や損失が生じることはありえないものである。

以上のことから、請求人が対象としている医療観察病棟の建設に関する公金の支出は、滋賀県自体に損害や損失が発生しないことから、地方公共団体の損害の発生防止や補填を求める住民監査請求の要件を満たしておらず、不適法であるから却下する。

なお、参考までに、請求人が違法または不当とした事項について考察（調査）した結果、請求人が違法・不当と主張する事由にも理由がない。

要 望

今回の請求の対象となった医療観察病棟の設置事業は、平成17年に施行された「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づき、国の施策として進めているが、県としても、この法律の目的に沿い、対象者に対する継続的かつ適切な医療の確保、社会復帰を促進する等のために必要な施設であるとの認識にたち、指定入院医療機関の設置者となり得る病院事業庁が事業を進めてきたものである。

県においては、今後とも、精神に障害を有する人をはじめ、全ての人の人権が尊重され、多様な人々が地域で助け合い、共生できる社会を目指すとともに、こうした観点から、医療観察制度についても、県民の理解が一層深まるよう、関係機関が連携協力して、引き続き、努められることを要望する。